



2025 年 5 月 13 日

各 位

上場会社名	株式会社三越伊勢丹ホールディングス
代表者	取締役 代表執行役社長 CEO 細谷 敏幸 (コード：3099 東証プライム市場)
問合せ先責任者	グループ財務経理部 広報・IR 部長 大山 毅 (TEL. 050-1704-0684)

自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式の消却に関するお知らせ

(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得
及び会社法第 178 条の規定に基づく自己株式の消却)

当社は、2025 年 5 月 13 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議するとともに、会社法第 178 条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得及び消却を行う理由

当社は、企業価値の長期的な向上を図りつつ株主の皆様への利益還元を行っております。中期経営計画のフェーズ I (2026 年 3 月期～2028 年 3 月期)におきましては、経営環境、業績、財務の健全性を総合的に勘案しながら、配当と自己株式取得を組み合わせたトータルな還元を、総還元性向 70%以上の水準 (フェーズ I 期間累計) で実施する方針です。この方針のもと、財務状況や株価水準等を総合的に勘案し、下記の通り自己株式を取得することといたしました。また、今回取得する自己株式は、全株式を消却いたします。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 20,000,000 株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 5.5%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 30,000,000,000 円 (上限) |
| (4) 取得期間 | 2025 年 5 月 14 日～2025 年 10 月 31 日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

3. 消却に係る事項の内容

- | | |
|---------------|-----------------------|
| (1) 消却対象株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 消却する株式の数 | 上記 2 により取得した自己株式の全株式数 |
| (3) 消却予定日 | 2025 年 11 月 14 日 |

※消却する株式の数は、上記 2 による自己株式の取得の完了後、改めてお知らせいたします。

(ご参考) 2025 年 3 月 31 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	365,409,825 株
自己株式数	14,852,729 株

以 上